平成２５年（フ）第６号
熊本県玉名市岱明町庄山835番地２
債務者　徳山　公司
１　決定年月日時　平成25年７月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　内川　　寛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月28日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
熊本地方裁判所玉名支部
平成２５年（フ）第１３４９号
横浜市都筑区勝田南２丁目４番８号　メープルガーデンＣ－１号室
債務者　大矢　健嗣
１　決定年月日時　平成25年７月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　櫻井　遥二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月29日午後１時40分
５　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
横浜地方裁判所第３民事部
平成２５年（フ）第７４７号
さいたま市中央区桜丘２丁目４番22号　グリーンヒル桜ヶ丘Ａ―203号
債務者　二瓶　年雄
１　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　久山　竜治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月12日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２５年（フ）第７４８号
さいたま市中央区桜丘２丁目４番22号　グリーンヒル桜ヶ丘Ａ―203号
債務者　二瓶　美子（旧姓岩崎）
１　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　久山　竜治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月12日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２５年（フ）第１１９号
三重県桑名市松ノ木６丁目14番地２
債務者　藤井　喜健
１　決定年月日時　平成25年７月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　塚越　正光
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月14日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
津地方裁判所四日市支部破産係
平成２５年（フ）第１２０号
三重県桑名市松ノ木６丁目14番地２
債務者　藤井　充栄
１　決定年月日時　平成25年７月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　塚越　正光
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月14日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１９６号
北海道北斗市昭和２丁目13番16号
債務者　若松　佳史
１　決定年月日時　平成25年７月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
函館地方裁判所
平成２５年（フ）第１９７号
北海道北斗市昭和２丁目13番16号
債務者　若松　花子
１　決定年月日時　平成25年７月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
函館地方裁判所
平成２５年（フ）第１９６号
愛知県みよし市園原３丁目２番地１　レオパレスソレイユ201号、前住所石川県羽咋市柳橋町柳橋81番地３
債務者　河﨑　洋一
１　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２５年（フ）第２８号
秋田県湯沢市皆瀬字水上87番地
債務者　小南　　亨（旧姓藤原）
１　決定年月日時　平成25年７月30日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
秋田地方裁判所横手支部
平成２５年（フ）第１０３０号
札幌市東区北46条東１丁目１番35号　ドミールＮ46―201号
債務者　尾崎しほり
１　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２５年（フ）第１０７３号
札幌市西区西町北１丁目８番７―105号
債務者　泉波　竜也（旧姓鎌田）
１　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２５年（フ）第１１８１号
北海道千歳市北光３丁目８番５号　第二新生ハイツ12号
債務者　浜崎　由佳
１　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２５年（フ）第１２０３号
札幌市白石区東札幌２条５丁目７番５号　エコビル301号
債務者　佐藤　正紀
１　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２５年（フ）第１２４８号
札幌市白石区東札幌３条４丁目７番１号
債務者　赤川　之英（旧姓青山）
１　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２５年（フ）第１２５５号
札幌市厚別区厚別南１丁目５番16―106号
債務者　藤條　麻美（旧姓小島）
１　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２５年（フ）第１２８６号
札幌市白石区本通９丁目南９番10号　セゾン本通203号
債務者　飯田　　昭
１　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部